

# レンタカー貸渡約款

## 第一章 総則

### 第1条(約款の適用)

1. 当店は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下、「レンタルカー」という)を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約を付すことがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

## 第二章 予約

### 第2条(予約の申込)

1. 借受人は、レンタカーを借受けるにあたって、当店ウェブサイト、又は当店の掲示されている約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、当店所定の方法により、予め車種、借受開始日時、使用目的、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、ヘルメット等付属品の要否、その他の借受条件(以下、「借受条件」という)を明示して予約の申込を行うことができます。
2. 当店は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当店の保有するレンタカーの範囲内で予約に必ずるものとします。この場合、借受人は、当社が必要と認める場合、別に定める予約申込金を支払うものとします。

### 第3条(予約の変更)

1. 借受人は、借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当店の承諾を受けなければならないものとします。

### 第4条(予約の取り消し等)

1. 借受人及び当店は、第二条第1項の借受開始日時までにレンタカーの貸渡契約を締結するものとします。
2. 借受人及び当店は、当店指定の方法により、予約を取り消すことができます。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という)が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取り消されたものとします。
3. 借受人の都合により予約が取り消されたときは、借受人は当店所定の予約取消手数料を当店の支払うものとし、予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4. 当店の都合により、予約が取り消されたとき、又は当店の都合により貸渡契約が締結されなかったときは、当店は受領済の予約申込金を借受人に返還します。
5. 前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当店は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
6. 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人もしくは当店のいずれかの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約が取り消されたものとします。この場合、当店は、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

### 第5条(代替レンタカー)

1. 当店は、借受人から予約のあった車種、付属品、オプション用品の仕様等の条件に該当するレンタカーを貸渡することができないときは、予約と異なる車種のレンタカー(以下「代替レンタカー」という)の貸渡を申し入れることができるものとします。
2. 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当店は予約時の借受条件のうち、満たさなかった条件以外は予約時と同一かの借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。なお、このとき代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなる場合は、予約した車種の貸渡料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなる場合は、当該代替レンタカーの車種の貸渡料金によるものとします。
3. 借受人が第1項の申入れを拒絶した場合、予約は取り消されるものとし、予約申込金の扱いについては、前条第5項を適用するものとします。
4. 借受人は、レンタカー及び代替レンタカーを使用できないことによって生じる一切の損害について、当店に対して請求できないものとします。

### 第6条(免責)

1. 当店及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何ら請求しないものとします。

## 第三章 貸渡し

### 第7条(貸渡契約の締結)

1. 借受人は借受条件を、当店は約款、料金表などにより貸渡条件を、それぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。
2. 貸渡契約を締結したとき、借受人は当店の別に定める貸渡料金を支払うものとします。
3. 運転者は貸渡契約の締結にあたり、約款及び細則で運転者の義務と定められた事項を遵守するものとします。

4. 当店は、貸渡原票に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載または運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転者の運転免許証の掲示を求めます。
5. 当店は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、運転免許証の他に身分を証明する証明書の提出を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
6. 当店は、貸渡契約の締結にあたり、借受人または運転者に携帯電話番号などの緊急連絡先の提示を求めるものとします。
7. 当店は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあります。
8. 当店は、借受人または運転者が前 6 項に従わない場合は、貸渡契約を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとします。なお、この場合の予約申込金の扱いについては、第四条第 5 項を適用するものとします。

#### 第 8 条(貸渡拒絶)

1. 当店は、借受人または運転者が次の各号に該当する場合は、貸渡契約を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとします。
  01. 貸渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示をせず、または当店がもつめたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写し提出に同意しないとき
  02. 酒気を帯びていると認められるとき
  03. 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき
  04. 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払を滞納した事実があると認められたとき
  05. 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款及び細則違反の事実が認められたとき
  06. 貸渡約款及び細則に違反する行為があったとき
  07. その他、当店が不適当と認められたとき
2. 前第 1 項において、借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取り消しがあつたものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いがあつたときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
3. 反社会的勢力の排除、借受人または運転者が以下に該当する者(以下「反社会的勢力」という)である事が判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  01. 暴力団
  02. 暴力団員
  03. 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
  04. 暴力団準構成員
  05. 暴力団関係企業
  06. 総会屋等
  07. 社会運動等標ぼうゴロ
  08. 特殊知能暴力集団
  09. その他前各号に準ずる者
4. 借受人または運転者が反社会的勢力と以下の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
  01. 反社会的勢力が経営を支配していると認められたとき
  02. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められたとき
  03. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められるとき
  04. 反社会的勢力に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  05. その他役員など経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
5. 借受人または運転者が自らまたは第三者を利用して以下の各号の一つにでも該当する行為をした場合には、何ら催告を要せず、本契約を解除することができる。
  01. 暴力的な要求行為
  02. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  03. 取引に対して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  04. 風説を流布し、偽計または威力を用いて当店の信用を棄損し、または当店の業務を妨害する行為
  05. その他前各号に準ずる行為
6. 前項にかかわらず、次の各号場合も、当店は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとします。
  01. 貸渡しできるレンタカーが無いとき
  02. 借受人または運転者が 20 歳未満の場合
  03. 運転者が同乗者を乗せる場合は、二輪免許取得後 1 年以上の期間、また、高速道路を走行の場合は 3 年以上の期間が必要な為、それぞれの期間に満たない運転者の場合

#### 第9条(貸渡契約の成立等)

1. 貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名をし、当店が借受人にレンタカー(付属品を含む)を引き渡したときに成立するものとします。
2. 前項の引渡しは、第二条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

#### 第10条(貸渡料金)

1. 貸渡契約が成立した場合、借受人は当店に対して次項に定める貸渡料金を支払うものとします。
2. 貸渡料金とは、基本料金、免責補償制度加入料、オプション料金、その他の料金の合計金額をいうものとし、当店はそれぞれの金額又はその照合先を料金表に明示します。
3. 基本料金は、レンタカーの貸渡時において、地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。
4. 当店が貸渡料金を第2条による予約を完了した後に改定したときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。

#### 第11条(借受条件の変更)

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、第7条の借受条件を変更しようとするときは、当店の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当店は前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

#### 第12条(点検整備及び確認)

1. 当店は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)及び第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとします。
2. 借受人または運転者は、レンタカーの貸渡しにあたり、運行前に車体の機関、保機類、外観及び付属品等の点検を実施し、レンタカーに整備不良がないことを確認するとともに、その他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

#### 第13条(貸渡証の交付・携行等)

1. 当店はレンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた内容を記載した所定の貸渡証を借受人に交付するものとします。
2. 借受人または運転者は、レンタカーの使用時、前項により交付を受けた貸渡証を携行しなければならないものとします。
3. 借受人または運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当店に通知するものとします。

### 第四章 使用

#### 第14条(借受人の管理責任)

1. 借受人または運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当店に返還するまでの間(以下「使用中」という)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

#### 第15条(日常点検整備)

借受人または運転者は、使用中、借受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

#### 第16条(禁止行為)

1. 借受人または運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
  01. 当店の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること
  02. レンタカーを所定の使用目的以外に使用しまたは第7条の運転者以外の者に運転をさせること
  03. レンタカーを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等当店の権利を侵害することとなる一切の行為をすること
  04. レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造もしくは変造し、又はレンタカーを改造もしくは改装するなどその現状を変更すること
  05. 当店の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用し(サーキット走行や未舗装路を含む一般公道以外の走行)又は他車の牽引もしくは後押しに使用すること
  06. 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること
  07. 当店の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること
  08. レンタカーを日本国外に持ち出すこと
  09. その他第7条の借受条件又は貸渡条件に違反する行為をすること

#### 第17条(違法駐車)

1. 借受人または運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、違法駐車をした地域を管轄する警察署

へ直ちに店頭し、自らの違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取りなどの諸費用を負担するものとします。

2. 当店は、警察からレンタカーの違法駐車連絡を受けたときは、借受人または運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時または当社の指示する時までには管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人または運転者はこれに従うものとします。なお、レンタカーが警察により移動された場合には、当店の判断により、レンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当店は、前項の指示を行った後、当店の判断により違法処理の状況を、交通反則告知書及び納付書・領収証書等により確認するものとし、処理が行われていない場合には、処理されるまで借受人または運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、借受人または運転者が前項の指示に従わない場合は、当店は何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人または運転者は、違法駐車をした事実及び警察署などに出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当店所定の文書(以下「自認書」という)に自署するものとします。
4. 当店は必要と認められた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により、借受人または運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的処置をとることができるものとし、借受人または運転者はこれに同意するものとします。
5. 借受人または運転者がレンタカー返却までに違反処理を行わなかった場合、当店は借受人もしくは運転者もしくはレンタカーの捜索に要した費用を負担した場合、又は当店が車輛の移動・保管・引取り等に要した費用を負担した場合は、借受人または運転者は、当店が指定する期日で次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」という)を支払うものとします。
  01. 放置違反金相当額
  02. 当店が別に定める駐車違反違約金
  03. レンタカーの捜索に要した費用及び車輛の移動・保管・引取り等に要した費用
6. 借受人または運転者が第 3 項に基づき駐車違反違約金を当店に支払った後、借受人または運転者が罰金又は反則金を納付し、当店にその納付書・領収書などを提示した場合は、又は当店が放置違反金の還付を現実に受けたときは、当店はすみやかに受け取った放置違反金相当額から返金に要する費用を差し引いた金額を借受人または運転者に返還します。

## 第五章 返還

### 第 18 条(借受人の返還責任)

1. 借受人は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当店に返還するものとします。
2. 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは、直ちに当店へ連絡し、当店の指示に従うものとします。
3. 前項の事由によるもの以外に第 1 項の規定に違反したときは、当店に与えた一切の損害に対して賠償するものとします。

### 第 19 条(レンタカーの確認等)

1. 借受人は、当店の立ち合いのもとに、レンタカーの通常の使用による劣化・摩耗を除き、引渡し状態で返還するものとします。
2. 借受人は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人、運転手又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当店は、レンタカー返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

### 第 20 条(借受条件変更時の貸渡料金)

1. 借受人は、第 11 条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金と超過料金を合計した料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
2. 借受人は、第 11 条による当店の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に返還したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過金の倍額の違約料を支払うものとします。

### 第 21 条(レンタカーの返還場所等)

1. 借受人は、第 11 条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
2. 借受人は、第 11 条による当店の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、倍額の違約料を支払うものとします。

### 第 22 条(レンタカーが返還されなかった場合の措置)

1. 当店は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、レンタカーの所在を確認するのに必要な措置を実施するものとします。
  01. 借受期間が満了したにもかかわらず当店の返還要求に応じないとき。
  02. 借受人の所在が不明である等不返還と認められるとき。
2. 前項各号の場合、借受人は、当店が借受人の捜索及びレンタカーの回収に要した費用を当店に支払うものとします。

### 第 23 条(貸渡情報の登録と利用の合意)

1. 個人情報の取扱に関する規定にかかわらず、借受人及び運転者は、各号のいずれかに該当するときは、借受人及び運転者の氏

名・生年月日・運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報(以下「貸渡情報」という)が当店の運営するレンタカー貸出しシステムに登録されることを同意するものとします。

01. 借受人及び運転者が、当店の指定する期日までに、第 17 条第 5 項に定める駐車違反金を当店の指定する口座に支払わなかったとき。
02. 前条第 1 項各号に該当したとき。

## 第六章 故障・事故・盗難時の措置

### 第 24 条(レンタカーの故障)

借受人または運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当店の指定する連絡先と連絡するとともに、当店の指示に従うものとします。

### 第 25 条(事故)

1. 借受人または運転者は、使用中にレンタカーにかかる事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
  01. 直ちに事故の状況等警察へ通報・届出をした後、当店の指定する連絡先と連絡し、当店の指示に従うこと。
  02. 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当店の指定する工場を除き、当店の指定する工場で行うこと。
  03. 事故に関し当店及び当店の指定する保険会社の調査に協力し、当店及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
  04. 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、予め当店の承諾を受けること。
2. 借受人または運転者は、前項のほか自らの責任において事故の処理・解決をするものとします。
3. 当店は、借受人または運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
4. レンタカーを使用中に事故を起こし、車両に損害を与えた場合は、営業補償の一部として下記の料金を申し受けます。営業補償は事故が起こった場合に適用される保険補償制度の免責額(お客様負担)とは異なります。
  01. 返却予定場所にレンタカーを返還した場合(自走可能な場合)2 万円
  02. 返却予定場所にレンタカーを返還できなかった場合(自走不可能な場合)5 万円 但し、車両損害状況により当店の指定する場合がありますので、予めご了解ください。

### 第 26 条(盗難)

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したとき、その他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
  01. 直ちに最寄りの警察に通報すること。
  02. 直ちに被害状況を当店の指定する連絡先と連絡し、当店の指示に従うこと。
  03. 盗難・被害に関し当店及び当店の指定する保険会社の調査に協力し、当店及び保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

### 第 27 条(利用不能による貸渡契約の終了)

1. 借受期間中において故障・事故・盗難その他の事由(以下「故障等」という)によりレンタカーが使用できなくなった場合は、貸渡契約は終了するものとします。
2. 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取及び修理等に要する費用を負担するものとし、当店は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。
3. 故障等が貸渡前に存した瑕疵による場合は、借受人は当店の指定する代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については、第 5 条第 2 項を準用するものとします。
4. 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当店は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当店の指定する代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5. 故障等が借受人、運転者及び当店のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、当店は受領済の貸渡料金から、貸渡から貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6. 借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当店の指定する連絡先と連絡し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

## 第七章 賠償及び補償

### 第 28 条(借受人による賠償及び営業補償)

1. 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借受けたレンタカーの使用に第三者又は当店の指定する連絡先に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。但し、当店の指定する連絡先に帰すべき事由による場合を除きます。
2. 前項の当店の損害のうち、事故、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損等により当店の指定する連絡先を利用できないことによる損害については料金表などに定めるところによるものとし、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

### 第 29 条(保険及び補償)

1. 借受人又は運転者が約款及び細則に基づく賠償責任を負うときは、当店の指定する連絡先と連絡し、締結した損害保険契約により、次

の限定内の保険金が給付されます。但し、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。

- 01.対人補償 無制限
- 02.対物補償 無制限
- 03.人身傷害 5,000 万円
- 04.車両補償 時価額(免責あり) 盗難の場合は時価額の 50%

- 2. 保険金が給付されない損害及び前項の定めにより給付される保険金額を損害については、借受人又は運転者の負担とします。
- 3. 当店が前項に定める借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当店の支払額を当店に弁済するものとします。
- 4. 第 1 項に定める保険金の免責額に相当する損害については、借受人又は運転者の負担とします。
- 5. 第 1 項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。

## 第八章 解除

### 第 30 条(貸渡契約の解除)

当店は、借受人又は運転者が借受期間中に約款及び細則に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求できるものとします。この場合、当店は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

### 第 31 条(同意解約)

- 1. 借受人は、借受期間中であっても、当店の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当店は受領済の貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。但し、24 時間以内の解約の場合は、返金はないものとします。
- 2. 借受人は、前項の解約をするときは、次の解約手数料を当店に支払うものとします。  
解約手数料 = { (予定借受期間に対応する基本料金) - (貸渡から返還までの期間に対応する基本料金) } × 50%

## 第九章 個人情報

### 第 32 条(個人情報の利用目的)

- 1. 借受人(貸渡契約の申込をしようとする者を含む)及び運転者(以下各々「仮受人」、「運転者」という)は、当社が下記の目的で借受人及び運転者の個人情報を利用することに同意するものとします。
  - 01. レンタカーの事業許可を受けた事業者として貸渡契約締結時に貸渡証を作成するなど、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
  - 02. 借受人又は運転者の本人確認及び審査を行うこと。
  - 03. 自動二輪車、保険、その他当店において取り扱う商品・サービス等又は各種イベント・キャンペーンの開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者にご案内すること。
  - 04. 商品開発等又はお客様満足度向上策等検討のため、借受人又は運転者にアンケート調査を実施すること。
  - 05. 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データ作成するため。
- 2. 前項に定めていない目的以外に借受人の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

### 第 33 条(個人情報に登録及び利用の同意)

- 1. 借受人又は運転者は次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、7 年を超えない期間登録されることに同意するものとします。
  - 01. 当社が道路交通法第 51 条の 4 第 1 項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
  - 02. 当社に対して第 17 条に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
  - 03. 第 22 条に規定する不返還があったと認められる場合

## 第十一章 雑則

### 第 34 条(相殺)

当店は、約款及び細則に基づき借受人に金銭責務を負担するときは、借受人が当社に負担する金銭責務いつでも相殺することができるものとします。

### 第 35 条(消費税)

借受人は、約款及び細則に基づく取引に課せられる消費税を当社に対して支払うものとします。

### 第 36 条(遅延損害金)

借受人及び運転者及び当店は、約款及び細則に基づく金銭責務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

### 第 37 条(準拠法等)

1. 準拠法は、日本法します。
2. 邦文約款と英文約款に齟齬があるときは、邦文約款によるものとします。

### 第 38 条(約款及び細則)

1. 当店は、予告なく約款及び細則を改訂し、又は約款の細則を別に定めることができるものとします。
2. 当店は、約款及び細則を改訂し又は約款の細則を別に定めたときは、当店の営業店舗に掲示するとともに、料金表又はホームページ上にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

### 第 39 条(管轄裁判所)

この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当店の本店所在地を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

附則 約款は令和 5 年 6 月 1 日より施行します。